

# 「横浜市と第一生命保険株式会社との地域防犯に関する協定」 を締結しました！

横浜市では、安全で安心なまちづくりに向けて、第一生命保険株式会社にご協力いただき、子どもの安全支援や特殊詐欺等の各種防犯啓発を進めてきました。

このたび、連携をさらに強化し、取組をより一層推進するため、第一生命保険株式会社と「横浜市と第一生命保険株式会社との地域防犯に関する協定」を締結しました。

## 協定の概要

### 1 名称

横浜市と第一生命保険株式会社との地域防犯に関する協定

### 2 目的

横浜市及び第一生命保険株式会社が、相互連携と協働による活動を推進し、子どもの安全支援や特殊詐欺をはじめとする犯罪の予防等の防犯活動を通じて、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的としています。



横浜市子どもの安全シンボルマーク

## 6月26日の協定締結式の様子



(左から)

- ・ 第一生命保険株式会社 横浜総合支社 支社長 深谷 利典
- ・ 横浜市市民局長 渋谷 昭子

## 【参考】 連携事例

- ・安全安心に係るイベントでのブース出展などの協力
- ・ライフサイクルゲーム※を活用した学校での啓発活動
- ・営業活動中の「ながら見守り」の実施
- ・犯罪の予防等の防犯啓発チラシの配布 など

【イベントでのブース出展の様子】



【ライフサイクルゲームを活用した啓発活動の様子】



### ◆ライフサイクルゲームとは

第一生命保険株式会社が保有する、「ライフサイクルゲーム」はすごろく形式のゲームを楽しみながら結婚・住宅購入などのライフイベント、病気・ケガ等のリスク、振り込め詐欺や架空請求といった消費者被害事例等、人生を疑似体験することができる消費者教育・金融保険教育教材です。



### 【受賞歴】

「消費者教育教材資料表彰 2022」で優秀賞を受賞  
「消費者教育教材資料表彰 2023」で理事長賞を受賞

## 【参考】 第一生命保険株式会社概要

会社名：第一生命保険株式会社  
本社所在地：東京都千代田区有楽町1-13-1  
代表者：隅野 俊亮  
設立：1902年（明治35年）9月15日  
事業所：支社90カ所、営業オフィス等1,085カ所（2024年3月末）  
※横浜市管下支社：5カ所  
横浜市内営業担当者：約2,000人（2024年3月末）

### お問合せ先

（協定について）

横浜市市民局地域防犯支援課長 丹羽 仁志 Tel 045-671-2601

（第一生命保険株式会社について）

第一生命保険株式会社横浜総合支社次席支社長 望月 政秀 Tel 045-451-7000

## 横浜市と第一生命保険株式会社との地域防犯に関する協定

横浜市（以下「甲」という。）と第一生命保険株式会社（以下「乙」という。）は、相互に連携し、横浜市における安全で安心なまちづくりを推進するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互連携と協働による活動を推進し、子どもの安全支援や特殊詐欺をはじめとする犯罪の予防等の防犯活動を通じて、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、保険業法上、許容される範囲内で、防犯活動に関する事項について連携し協力する。

2 甲及び乙は、前項に係る取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、保険業法に基づき乙の業務として行い得る範囲で、取組ごとに別途取り決める。

3 第1項に係る取組を推進するに当たっては、甲及び乙は、事業者その他の団体等との連携を図られるよう努めるものとする。

4 乙は、甲との協議により、第1項に係る取組の一部を、第一生命ホールディングス株式会社及びそのグループ会社を実施させることができる。

5 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、第1項に係る取組を自らの責任において誠実に遂行するものとする。

### （配意事項）

第3条 甲及び乙は、本協定の運用にあたり、次の事項に配意するものとする。

(1) 甲及び乙は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者（第一生命ホールディングス株式会社及びそのグループ会社を除く。）に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(2) 前条に定める連携事項についての役割分担、費用分担その他の条件の詳細は、必要に応じて、甲乙協議の上で決定する。

(3) 本協定は、乙に特別な権限を付与したものではない。

### （連絡担当部署）

第4条 本協定を効果的なものにするため、甲は市民局地域防犯支援課を、乙は横浜総合支社 営業推進グループを連絡担当部署とし、相互の連絡調整を行うものとする。

(協定の有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の書面による申出がなければ、本協定の有効期間を期間満了の日から1年間更新するものとし、以降も同様とする。

(協定の解除)

第6条 甲又は乙が本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。

(協定の見直し)

第7条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、必要に応じて見直しを行うものとする。

(疑義の決定)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年6月26日

甲 横浜市中区本町6丁目50番地の10  
横浜市  
横浜市長 山中 竹春

乙 東京都千代田区有楽町1丁目13番地1号  
第一生命保険株式会社  
横浜総合支社長 深谷 利典